

経営改善目標（目標期間：令和 8 年度～令和 10 年度）

（法人名） 公益社団法人神奈川県農業会議

1 法人の使命・担うべき役割

担い手の高齢化が課題となる中、意欲ある担い手をいかに確保し、県内の優良農地を担い手へ集積していくかが課題である。市町村が地域の話し合いを通して地域における将来の農業のあるべき姿を定める、地域農業の設計図である地域計画に基づいた農地の利用集積の推進が重要である。「農地バンク」の愛称を持つ農地中間管理機構（神奈川県農業会議）は、市町村が農地の貸し借りを取りまとめ、賃貸借権の設定（県又は市町村の認可）を受け、担い手へまとめた農地を貸借するプロセスにおいて本会は重要な役割を担っている。

令和 5 年度の農地制度の改正により、農地の貸借については原則、市町村が定めた地域計画のエリア内を主な対象地域として、その農地を「農地バンク」を介して、地域計画に定められた地域農業のあるべき姿に従い、担い手に農地の利用権を設定することにより、農地の利用集積を進めていく。

新たな農地制度では、令和 5 年度から 2 年の経過措置を経て、令和 7 年度から本格実施となり、市町村が従来行って来た農業経営基盤強化促進法による「農地の出し手」と「農地の借り手」の間で行われてきた「個人間の貸し借り」の利用権設定満了時には、農地バンクを介した賃貸借への移行が必要となる。

この市町村が行ってきた利用権から農地バンクを介した賃貸借権への円滑な移行作業により、地域における農地集積を加速させ、食料の安定供給に寄与することで、都市農業が活性化され、しいては県民サービスにつながる。

農地売買についても、地域計画に位置付けられた農地と担い手が売買事業の対象となり、地域計画内の農地では、農地の出し手に課せられる譲渡所得税の特別控除が、従来の買入協議制度による 1,500 万円控除に加え 2,000 万円控除が新たに創設された。

また、農業会議は、農業経営者等が抱える経営課題を解決するための、経営サポート窓口を有しており、その機能を有効に活用することが重要である。

農地・農村の現場は日々状況が変化しており、今後は、市町村が作成する地域計画において、将来の地域農業の実情を反映した内容にブラッシュアップ（更新）していく必要があり、地域計画に積極的な関わりを持ちながら、組織が独自に有している機能を活用し、農地の賃貸借と売買を進めていく。

2 県が法人に期待する役割

担い手の規模拡大による経営安定化や新規就農の促進を図るには、農地の集積を一層進めることが必要であるため、農地中間管理事業を積極的に展開することで、本県都市農業の持続的な発展に貢献することを期待する。

特に、地域農業の将来のあり方に基づき、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、農業委員会作成の目標地図（素案）を基に、市町村が策定する農地の集団化の範囲を示した「地域計画」に即して、農地中間管理事業を実施するとともに、地域に則した農地集積に寄与することを期待する。

3 法人運営における現状の課題

農地中間管理事業及び農地売買等事業の周知は進んできているものの、市町により制度の活用にはばらつきがあることから、市町に対して事業のメリットを詳しく説明するなど、働き掛けを強めるとともに、より短期間に、効率的に業務を推進する必要がある。

農地所有者の高齢化等により農地の貸付けや売却を希望する方は増えているが、農地の借受けや購入を希望される方は増えてこない状況である。そのため、農地の受け手となる担い手の掘り起こしが必要となっている。

農業会議は慢性的に収入不足が続いている状態である。収入源は県からの補助金、県、市町村、

農業団体等からの会費、事業受託料、農地売買の仲介の手数料であるが、補助対象外の運営経費があり、また農業団体からの会費が減額される傾向にあることから、独自財源である受託料や売買手数料の増加が必要である。特に、人員の制約もある中、売買に繋がる働きかけを効果的かつ効率的に行う必要がある。

4 経営改善目標

【県民サービスの向上等】

No. 1 地域計画策定市町村の担当国会議参加数（市町村）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
26 / 29	30 / 30	30 / 30	30 / 30
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	農地貸借や売買の相談窓口である、地域計画を策定した市町村に対し、事業制度の周知及び農用地利用集積等促進計画作成の研修を行うことにより、利用者である県民に対し、事業制度の適切な案内等が可能となる。		
目標値の設定根拠	地域計画に位置づけられた担い手が農業会議（農地バンク）との主な契約者となるため、地域計画策定市町村を設定した。		

No. 2 目標借受面積（ha）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
300	400	500	550
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	借受面積を増やすことで、農地の集積につながり、効率的な貸付も可能となる。		
目標値の設定根拠	令和5年法改正により、今まで市町村が行ってきた「利用権設定」による農地の権利設定が、農業会議に1本化されたことを考慮し、農地集積率の目標達成に必要な面積としている。		

No. 3 買入制度説明（回）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
18	24	30	36
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	買入制度の説明回数を増やし、買入面積が増加することで、農地の利用集積に繋がる。		
目標値の設定根拠	買入目標面積を現状の実績可能数値から5ヘクタールと設定し、説明回数を見込んだ。		

No. 4 かながわ農業アカデミーとの連携強化会議（回）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
8	10	10	10
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	かながわ農業アカデミーにおいては、新規就農・企業参入等の窓口を担うほか、新規就農者の育成を行っている。神奈川県において農業参入を進めるには、参入要件に合致した農地の確保が不可欠となっている。そのため、アカデミーとの連携を強化し効率的な農地確保を進める。		
目標値の設定根拠	かながわ農業アカデミーの卒業生の県内就農を促すには、あらかじめ農地を確保するなど、卒業生が就農しやすい環境を整える必要がある。そのため、アカデミー生の入学状況や、卒業予定者の就農の希望状況等を四半期ごとに確認し、調整及び情報共有を図る。		

No. 5 地域計画の見直しに係る地域の話し合いへ参加する市町村（市町村）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
10	10	10	10
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	令和7年3月末までに県内のほぼすべての市町村の地域計画が策定されたことから、本計画に基づき、農地中間管理機構が各地域に即した農地の権利設定を行うのが基本となることから、農地の貸借・売買が滞りなく行えるよう、計画見直しの協議の場に関わっていく必要がある。		
目標値の設定根拠	地域計画は令和7年度までに策定することとされている。対象となる30市町村のうち29市町村で策定が行われており、今後随時見直しの協議が行われると想定する。		

No. 6 市町村別の農地中間管理事業の活用事例紹介記事掲載数（回）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	2	3	3
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	農地の貸借及び売買を進めるには、農家を中心に制度を周知する必要がある。また、制度を活用した市町村別の事例を本会情報紙「農政時報」により、農地バンク利用者の声を掲載することで、事業のメリット等についての農家等の理解が深まり、より一層の事業活用が期待できる。		
目標値の設定根拠	令和7年度の農地制度の本格実施にあたって、毎年、地域毎の事例を掲載していく。令和7年度から権利関係が始まったため、制度の効果を公表するには、1年後の令和8年度から掲載を始めて、毎年、1つずつ増やしていく。		

No. 7 J A、土地改良区等が実施する農家を対象とした集会等への参加（回）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
6	7	8	8
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	農地貸借及び売買を進めるには、窓口となる市町村や農業委員会等への説明と並行して、直接農業者に対して事業制度の説明を行い、事業のメリット等の理解を深めてもらうことが重要と考える。		
目標値の設定根拠	県内12JAのうち、年2箇所 JA主催の講習会で事業制度の説明等を行う。 また、土地改良区については、規模や基盤整備事業との関連性から11改良区を対象とし、役員の任期が3年であることから、任期内に最低1回の事業周知を図ることとし、年4箇所の改良区の総代会等で事業制度の説明を行う。		

【収支健全化に向けた経営改善】

No. 1 農地売買に伴う手数料収入（千円）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
6,000	9,500	9,500	9,500
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	農地売買に伴う手数料収入を増加し、法人の運営経費に充当することで、経営の安定を図る。		
目標値の設定根拠	各年度の売買面積(5.0ha)を想定し、過去の実績を踏まえた売買価格に手数料割合を乗じて算出した。		

No. 2 目標買入面積とコスト (ha) ※下段 () 内は1ha当たりの補助金 (円)

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3.0 (3,200)	5.0 (1,900)	5.0 (1,900)	5.0 (1,900)
目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	売買事業は、対象となる補助金以上に売買事業に取り組むことで、安定した経営につながるため、最低ラインである買入面積と買入面積当たりのコストを目標とした。		
目標値の設定根拠	収支健全化の観点から算定した目標面積は5haだが、ここ数年の実績は3ha前後となっており、制度のPRや組織の体制強化に取り組み、目標の達成に努める。コストについては、想定される補助金額を、目標面積で割り、事業に関する最低限のコストを算出している。		

No. 3 関係機関からの関連事業受託額（千円）

令和7年度 実績(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
14,700	15,000	15,200	15,400

目標項目の選定理由 (達成により生じる効果)	関連事業の受託金が増加すれば、法人の運営経費に充当でき、経営の安定が図れる。
目標値の設定根拠	物価高による受託元の予算の兼ね合いもあり、受託の継続が難しい事業もあるが、原則、受託事業が継続するものとして、現在の受託金額から新規事業目標受託金額を算出した。 新記事業については、会議全体で検討のうえ、県内関係機関(県・市町村・関連団体等)に積極的に調整を行うなどし、受託額を増やすよう努める。

*** 今後の県からの財政的支援(または損失補償残高)の見込み**

補助金の見込額

令和8年度	令和9年度	令和10年度
148,816千円	未定	未定

損失補償の見込み額

令和8年度	令和9年度	令和10年度
600,000千円	600,000千円	600,000千円

5 その他特記事項

現状は経営が不安定ではないが、今回設定する経営改善目標の達成度と実際の経営改善状況を早期に比較検証する必要があることから、令和10年度までの3年間を目標設定期間とする。